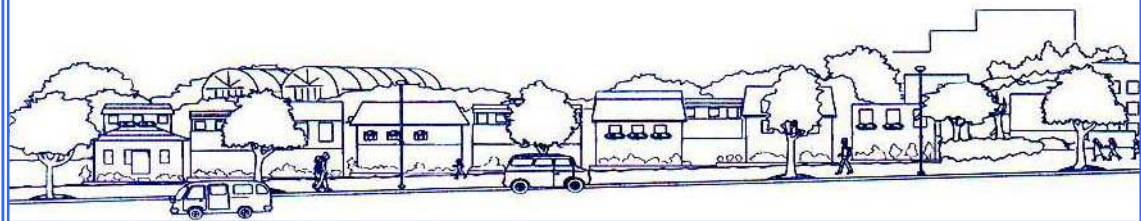


北小岩一丁目東部地区



122

2013/6/26
江戸川区土木部
区画整理課連絡先：沿川整備第一係
5668 5877

第19回まちづくり懇談会を開催します ～ 移転補償の説明を行います～

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

第18回まちづくり懇談会でお知らせしたとおり、5月30日付で国の高規格堤防整備事業と土地区画整理事業との一体整備に関する基本的事項を定めた基本協定を締結しました。このことにより、皆さまにお示ししているスケジュールで仮換地指定の通知や移転補償契約を進めていくこととなります。

そこで、移転補償契約に関する説明を行うため、第19回まちづくり懇談会を開催します。今回の懇談会では、移転補償契約の手続きや必要書類、移転補償金の内容等について、皆さまにご説明する予定です。

今回の懇談会は、建築物等所有者の方への補償に係わる大変重要な説明となります。より多くの方にご出席していただくため、同じ内容で平日と休日の2回開催を予定しています。 皆さまのご都合のよい日にお越しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

懇談会の開催概要

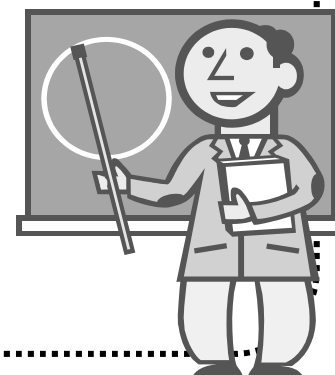
日時 平成25年6月28日(金) 午後 7時から
平成25年6月29日(土) 午前 10時から

どちらも同じ内容なので、ご都合がよい日にお越しください。

会場 小岩アーバンプラザ集会室第1・2(2階)

内容

- ・移転の概要と補償について
(移転補償契約の手続きや必要書類等について)
- ・質疑応答、意見交換等



懇談会への参加につきましては、18班地区の権利者の方のみとさせていただきます。ご了承ください。

皆さまからいただいた質問を紹介します

これまでこの事業に対し、皆さまからいただいたご質問を紹介いたします。今後は、皆さまにお示したスケジュールで事業が進んでいくこととなりますので、ご質問やお困りのこと等ございましたら、お気軽にまちづくり事務所までご連絡ください。

Q1 移転補償契約の日取りは、区から連絡がくるのか。それともこちら（権利者）から連絡をするのか。

A1 第18回まちづくり懇談会や121のまちづくりニュースでもご案内しているとおり、平成25年7月中旬に仮換地指定の通知をさせていただき、8月から順次皆さまと移転補償契約を予定しています。

移転補償契約の日程については、区から皆さまにご連絡をさせていただき、日程の調整をしております。移転補償契約の内容については、6月28日（金）29日（土）の第19回まちづくり懇談会の中でご説明させていただきます。

Q2 自分のところには借家人がいるのだが、借家人に事業説明や移転説明は行ってもらえるのか。

A2 借家人の方には、これまでまちづくりニュースで事業の進捗等をお知らせしています。

今後は、借家人の方とも移転補償契約をさせていただくこととなりますので、借家人の方を対象とした移転説明も行っていく予定です。日程につきましては、決まり次第お手紙等でお知らせしてまいります。

第13回 土地区画整理審議会を開催します

第13回土地区画整理審議会を以下の日程で開催します。今回の審議会では、平成25年7月中旬に予定している仮換地指定の通知等について審議会に諮問し、審議会委員の方々に答申をいただく予定です。

今回の審議会も各権利者の個人情報に関わる会議となるため、傍聴できません。あらかじめご了承ください。

審議会での内容は、まちづくりニュースで皆さまにお知らせしてまいります。



【土地区画整理審議会の様子】

第13回土地区画整理審議会 開催概要

日時：平成25年7月3日（水）午後7時から

場所：北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 1階

今回の審議会も各権利者の個人情報に関わる会議となるため、傍聴はできません。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり

区画整理課沿川整備第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

5668 - 5877

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

